

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-13 <u>産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項</u></p> <p><u>産業活力再生特別措置法</u>（以下、「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下、「<u>事業再構築計画</u>」という。）、<u>共同事業再編に関する計画</u>（以下、「<u>共同事業再編計画</u>」という。）、<u>経営資源再活用に関する計画</u>（以下、「<u>経営資源再活用計画</u>」という。）及び事業革新設備の導入に関する計画（以下、「<u>事業革新設備導入計画</u>」という。）の記載事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅲ-2-13-1 <u>産活法第2条第2項第1号及び産活法の施行に係る指針</u>（以下、「<u>施行指針</u>」という。）第3条の事業の構造の変更の定義</p> <p>施行指針第3条の「株式の払込みにより<u>資本の額</u>を3%以上増加させること」は、相互会社においては、例えば、基金の拠出により基金と基金償却積立金の合計額を3%以上増加させることをいう。</p> <p>Ⅲ-2-13-2 <u>産活法第2条第2項第2号及び施行指針第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</u></p>	<p>Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-13 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</u></p> <p><u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>（以下、「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画、<u>経営資源再活用に関する計画</u>、<u>経営資源融合に関する計画</u>、<u>資源生産性革新に関する計画</u>及び事業革新設備の導入に関する計画の記載事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅲ-2-13-1 <u>産活法第2条第4項第1号、第2条第6項第1号、第2条第8号第1号及び第7条第3項第1号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針</u>（以下、「<u>施行指針</u>」という。）第3条の事業の構造の変更の定義</p> <p>施行指針第3条の「株式の払込みにより<u>資本金の額</u>を3%以上増加させること」は、相互会社においては、例えば、基金の拠出により基金と基金償却積立金の合計額を3%以上増加させることをいう。</p> <p>Ⅲ-2-13-2 <u>産活法第2条第4項第2号及び第2条第6項第2号並びに施行指針第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 生命保険会社</p> <p>① 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の年換算保険料がすべての事業の年換算保険料の1%以上となる場合をいう。</p> <p>② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位あたりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、年換算保険料の1単位あたりの事業費が5%以上低減される場合をいう。</p> <p>③ 施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の年換算保険料の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の年換算保険料の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。</p> <p>(注) なお、年換算保険料を算出できない場合は、保険料等収入を用いることとする（以下、Ⅲ-2-13-3 (1)、Ⅲ-2-13-5 (1)、Ⅲ-2-13-6 (1)、Ⅲ-2-13-7において同じ）。</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額がすべての事業の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1%以上となる場合をいう。</p> <p>② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位あたりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、正味収入保険料と収</p>	<p>(1) 生命保険会社</p> <p>① 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の年換算保険料をすべての事業の年換算保険料の1%以上とすることをいう。</p> <p>② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低減させること」は、例えば、年換算保険料の1単位当たりの事業費を5%以上低減させることをいう。</p> <p>③ 施行指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとする」とは、例えば、事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における年換算保険料の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の年換算保険料の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとするをいう。</p> <p>(注) なお、年換算保険料を算出できない場合は、保険料等収入を用いることとする（以下、Ⅲ-2-13において同じ）。</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額をすべての事業の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1%以上とすることをいう。</p> <p>② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低減させること」は、例えば、正味収入保険料と収</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>入積立保険料の合計額の<u>1単位あたりの経費</u>（損害調査費、諸手数料及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額）が5%以上低減される場合をいう。</p> <p>③ 施行指針第9条の「<u>事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が</u>、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した<u>値を5以上上回る場合</u>」は、例えば、<u>事業再構築期間中の当該役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率を百分率で表した値が</u>、過去3事業年度における当該役務に係る業種の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率の実績値を百分率で表した<u>値を5以上上回る場合</u>をいう。</p> <p>Ⅲ-2-13-3 <u>産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下、「基本指針」という。)</u> 二. <u>ロ.</u> の事業再構築の認定の基準</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>① <u>基本指針二. ロ. 1. ①</u>の「<u>事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥2</u>」は、例えば、<u>相互会社においては、当期純剰余の額を純資産の部の合計額で除したものを百分率で表した値が2以上上昇する場合、株式会社においては、自己資本当期純利益率(当期純利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値)が2以上上昇する場合</u>をいう。</p> <p>② <u>基本指針二. ロ. 1. ②</u>の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率／事業再構築開始前の有形固定資産回転率) ×</p>	<p>入積立保険料の合計額の<u>1単位当たりの経費</u>（損害調査費、諸手数料及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額）を5%以上低減させることをいう。</p> <p>③ 施行指針第9条の「<u>事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を</u>、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した<u>値から5以上上回るものとする</u>こと」は、例えば、<u>事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の国内における当該役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率を百分率で表した値を</u>、過去3事業年度における当該役務に係る業種の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率の実績値を百分率で表した<u>値から5以上上回るものとする</u>ことをいう。</p> <p>Ⅲ-2-13-3 <u>産活法第5条第6項第1号及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針(以下、「基本指針」という。)</u> 二. <u>イ.</u> の事業再構築の認定の基準</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>① <u>基本指針二. イ. 1. ①</u>の「<u>事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥2</u>」は、例えば、<u>当期純利益又は当期純剰余の額を純資産の部の合計額で除したものを百分率で表した値が2以上上昇する場合</u>をいう。</p> <p>② <u>基本指針二. イ. 1. ②</u>の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率／事業再構築開始前の有形固定資産回転率) ×</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>100\geq105」は、例えば、年換算保険料を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p> <p>③ <u>基本指針二. ロ. 1. ③</u>の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額) \times 100\geq106」は、例えば、従業員1人あたり付加価値額(基礎利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① <u>基本指針二. ロ. 1. ①</u>の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率-事業再構築開始前の自己資本当期純利益率\geq2」は、例えば、<u>自己資本当期純利益率(当期純利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値)</u>が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>② <u>基本指針二. ロ. 1. ②</u>の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率) \times 100\geq105」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p> <p>③ <u>基本指針二. ロ. 1. ③</u>の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額) \times 100\geq106」は、例えば、従業員1人あたり付加価値額(保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。</p> <p>Ⅲ-2-13-4 産活法第2条の2第2項第2号及び<u>基本指針一. ハ. 2. ③</u>の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義</p> <p>(1) 生命保険会社</p>	<p>100\geq105」は、例えば、年換算保険料を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p> <p>③ <u>基本指針二. イ. 1. ③</u>の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額) \times 100\geq106」は、例えば、従業員1人あたり付加価値額(基礎利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① <u>基本指針二. イ. 1. ①</u>の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率-事業再構築開始前の自己資本当期純利益率\geq2」は、例えば、<u>当期純利益又は当期純剰余の額を純資産の部の合計額で除したものを百分率で表した値</u>が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>② <u>基本指針二. イ. 1. ②</u>の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率) \times 100\geq105」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p> <p>③ <u>基本指針二. イ. 1. ③</u>の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額) \times 100\geq106」は、例えば、従業員1人あたり付加価値額(保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。</p> <p>Ⅲ-2-13-4 産活法第3条第2項第2号及び<u>基本指針二. イ. 2</u>の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義</p> <p>(1) 生命保険会社</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>① <u>基本指針一. ハ. 2. ③ (イ)</u>の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>② <u>基本指針一. ハ. 2. ③ (ロ)</u>の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① <u>基本指針一. ハ. 2. ③ (イ)</u>の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>② <u>基本指針一. ハ. 2. ③ (ロ)</u>の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>	<p>① <u>基本指針二. イ. 2. ①</u>の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>② <u>基本指針二. イ. 2. ②</u>の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① <u>基本指針二. イ. 2. ①</u>の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>② <u>基本指針二. イ. 2. ②</u>の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>
<p>Ⅲ-2-13-5 <u>産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三. ロ. の過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義</u></p> <p>(1) 生命保険会社 <u>基本指針三. ロ. 3.</u>の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指し、「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。</p> <p>(2) 損害保険会社 <u>基本指針三. ロ. 3.</u>の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指し、「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。</p>	<p>Ⅲ-2-13-5 <u>産活法第4条第1項及び基本指針十. イ. の過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義</u></p> <p>(1) 生命保険会社 <u>基本指針十. イ. 2.</u>の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指し、「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。</p> <p>(2) 損害保険会社 <u>基本指針十. イ. 2.</u>の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指し、「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。</p>
<p>Ⅲ-2-13-6 <u>産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三. ハ.</u></p>	<p>(削る)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;"><u>の共同事業再編の認定の基準</u></p> <p>(1) <u>生命保険会社</u></p> <p>① <u>基本指針三. ハ. 1. の「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。</u></p> <p>② <u>基本指針三. ハ. 2. ①については、Ⅲ-2-13-3 (1) ②を準用する。</u></p> <p>(2) <u>損害保険会社</u></p> <p>① <u>基本指針三. ハ. 1. の「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。</u></p> <p>② <u>基本指針三. ハ. 2. ①については、Ⅲ-2-13-3 (2) ②を準用する。</u></p> <p><u>Ⅲ-2-13-7 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四. ロ. の経営資源再活用の認定の基準</u></p> <p><u>基本指針四. ロ. 1.、2. 及び3. については、それぞれⅢ-2-13-6 (1) ①、(2) ①、Ⅲ-2-13-3 (1) ②、(2) ②及びⅢ-2-13-3 (1) ③、(2) ③を準用する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>Ⅲ-2-13-6 産活法第7条第4項第1号及び基本指針三. イ. の経営資源再活用の認定の基準</u></p> <p>(1) <u>生命保険会社</u></p> <p><u>基本指針三. イ. 1.、2. 及び3. については、それぞれⅢ-2-13-5 (1)、Ⅲ-2-13-3 (1) ②及び③を準用する。</u></p> <p>(2) <u>損害保険会社</u></p> <p><u>基本指針三. イ. 1.、2. 及び3. については、それぞれⅢ-2-13-5 (2)、Ⅲ-2-13-3 (2) ②及び③を準用する。</u></p> <p><u>Ⅲ-2-13-7 産活法第24条の2第1項及び基本指針十. ハ. の特例措置を受けようとする場合</u></p> <p>(1) <u>生命保険会社</u></p> <p>① <u>基本指針十. ハ. 1. の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指す。</u></p> <p>② <u>基本指針十. ハ. 2. の「自己資本の額」は、例えば、純資産の部の合計額を指す。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>(2) <u>損害保険会社</u></p> <p>① <u>基本指針十. ハ. 1. の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指す。</u></p> <p>② <u>基本指針十. ハ. 2. の「自己資本の額」は、例えば、純資産の部の合計額を指す。</u></p>